

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会  
平成24年度事業計画

1. 建設産業に関する調査研究及び提言

建設産業に関わる種々の情報の収集・分析を実施し、会員間及び広く建設産業全体への情報提供を広報誌、ホームページ、各種会議等を通じて実施し、有機的な連携をより稠密にし、会員及び建設産業全体の発展に寄与する有効な施策を提起できるよう、各種事業を展開する。

蓄積・分析した情報を元に、国・県・地方公共団体に対して提言し、建設業界全体の健全な発展を目指した施策の実行を要請する。

- (1) 官公庁の行政施策や通達、業界紙、各種資料の日常的な収集・分析を実施し、必要に応じて資料を作成し、理事会等で議論・意見集約を実施する。また、収集した情報等については、ホームページ等を通じて、迅速に会員や一般に伝達する。
- (2) 各種事業を通じ、当連合会の知名度を上げる。同時に、ともに建設産業を担う団体等が、会員または賛助会員として当連合会に加盟していくよう、積極的にアプローチしていく。
- (3) 国及び地方公共団体その他関係機関との連携を密にするため、必要に応じて連絡調整会議等を開催する。
- (4) 社会資本整備の促進、県内建設産業の発展や建設産業が抱えている諸問題の解決等を図るため、会員団体の意見を集約し、国及び地方公共団体その他関係機関に対して、積極的かつ効果的に要望・陳情活動、意見交換会等を実施する。
- (5) 会員・関連団体の主催する会議、国及び県等主催の各種協議会等に参加し、行事遂行に協力する。特に社団法人全国建設産業団体連合会並びに財団法人建設業振興基金等との連携を強化し、積極的に各種事業に協力する。

2. 建設産業に従事する者の能力開発及び経営改善の支援

会員団体構成員の能力向上、経営改善を図るため、県、会員団体、関係団体と連携し、各分野における専門家を招き講演会・研修会を実施する。

- (1) 会員団体構成員の総合力の向上を図り、未来に向かう『建設産業』の創出に向けた、経営力・技術力・企画力の強化に関連する講演会・研修会等を開催する。また、全ての催事については、原則として一般参加者を受け入れ、広く建設産業全体の発展に寄与でき

るようにする。

- (2) 開催する講演会等については、会員団体と連携し、CPD取得や広く一般へ周知し、数多くの参加者を得られるよう事業を展開する。
- (3) 会員団体が開催する講演会・講習会について、要請に基づいて共催し、その運営に協力する。
- (4) 季刊誌『建産連ニュース』を四半期ごとに年4回発行（紙面・電子版）し、建設産業に関連する有益な情報を会員団体及び一般に無償で提供する。
- (5) 国及び県が行う構造改善事業に積極的に参画するとともに、大転換期の構造改革として示された「建設産業政策2007」等の趣旨に則り、建設産業の構造改善のための事業の推進を図る。
- (6) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会を開催し、生産システム合理化事業の推進や「元・下関係の契約の適正化」等の推進を図る。

### 3. 建設産業に関する啓発宣伝事業

建設産業のイメージアップとPRを図るため、下記の事業を展開する。

- (1) 建設産業の重要性を一般に広くアピールするため、財団法人建設業振興基金の協力を得て、県内小・中学校の児童・生徒を対象として、『「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール』を実施する。また、実施結果や優秀作品は、頒布用カレンダーの原稿とするなど広報素材として有効に活用する。
- (2) 建設産業のイメージアップとPRを図るため、必要に応じ各種の広報を行う。
- (3) 連合会ホームページを有効活用し、広く情報を発信する。

### 4. この法人が所有し、会員建設産業団体が入居する建物の運営

（埼玉建産連会館及び埼玉建産連研修センターの管理運営）

建物及び施設設備の効率的で適切な維持管理に努める。

- (1) ホームページを活用して、会館棟・研修センター棟の稼働率向上に努めるとともに、通信基地局など公共性ある設備の設置には積極的に応じる。
- (2) 建産連会館賃貸借契約を更新、建産連会館貸出規約の改正を実施し、トラブルの未然防止と新規入居促進を図る。
- (3) 会館・研修センターの賃貸事業については、常に利用者目線をもって運営し、より利用しやすい施設となるよう整備を進める。

- (4) 建設後30年を経過し、老朽化の著しい各種設備の更新を計画的に進める。中でも、防災・安全対策は優先して実施する。
- ・厳しい財政状況を念頭に置き、廉価で効率性の高い設備の導入に努めるほか、発注方法についても検討し、導入コストの縮減に努める。
  - ・会議室の利用率上昇を目的に、各種設備の近代化や既設設備の改良、修繕を実施する。
  - ・耐震補強工事を実施し、入居者・利用者の安全性を担保する。
  - ・法令及び安全管理上必須である設備や、空調等高額な費用を有する設備の修繕のため、計画的に修繕引当金を積み立てる。
- (5) 建産連会館テナント空室の減少や、研修センター利用者の拡大のため、ホームページの活用は元より、積極的に関係各所への営業活動を実施する。

## 5. その他目的を達成するために必要な事業

連合会の目的を達成するため、下記の事業を展開する。

- (1) 一般社団法人への移行に合わせ、事務局業務の効率化と均質化及び人的資源の有効活用を目的に、事務処理規則等各種規定の改定、業務マニュアルの整備、様式の統一、電子化の推進等を実施し、限られたリソースを有効に割り振り、会員及び会館利用者の満足度を増進させる。
- (2) 会員増加を目的に、役員と連携しながら、関連団体への営業活動を実施する。
- (3) 官公庁及び各種団体等が募集する助成金・補助金に積極的に応募し、有効活用することで、各事業を活性化する。